

件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月15日号外法律第76号）
<p>【改正の概要】</p> <p>非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件のうち、在職期間に関する要件を廃止するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について規定するため、下記のとおり所要の条例改正を行う。</p> <p>(1) 非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件を定めた規定から、「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」を削除する。</p> <p>(2) 「妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等」及び「勤務環境に整備に関する措置」に係る規定を新設する。</p> <p>【勤務環境の整備に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認 ・ 勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等） ・ 育児休業等の取得状況の公表 	
施行日	令和4年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	